

# 廃棄物管理責任者 eラーニング講習

このeラーニングは、「廃棄物管理責任者講習」をWEB上で行い必要な知識を習得していただくものです。

 廃棄物管理責任者の方は「廃棄物管理責任者選任届」を区に提出後にご受講するようお願いいたします。

**千代田清掃事務所**

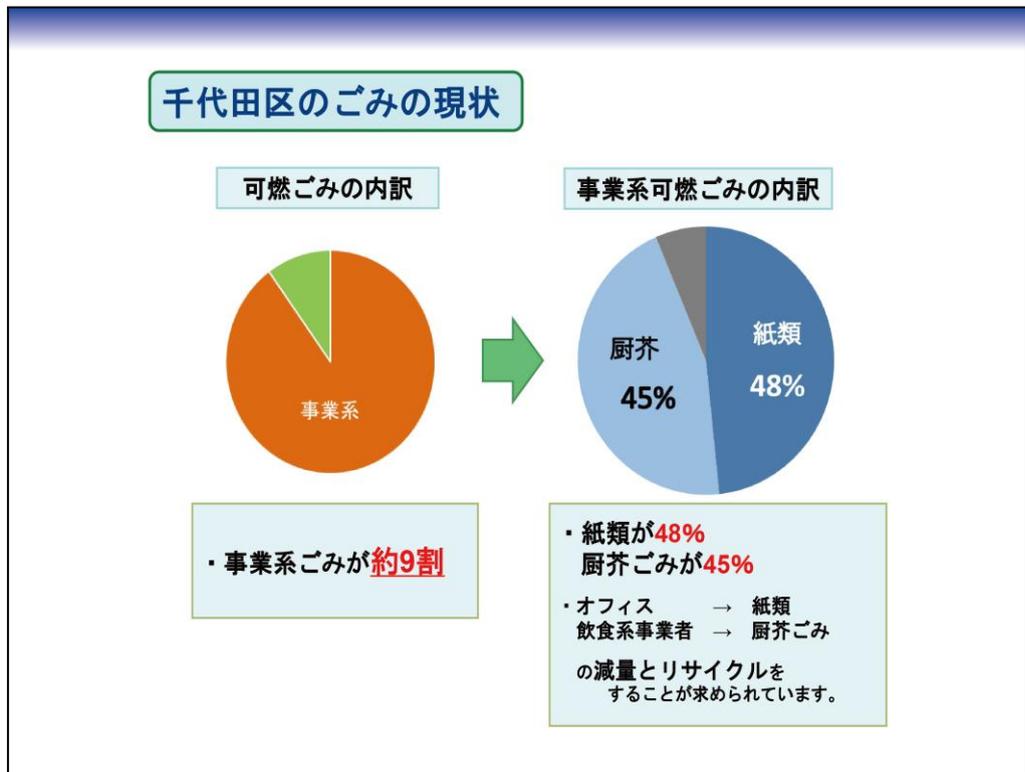
はじめに

## 資源循環型都市千代田をめざして



千代田区は、ごみの発生量を減らすとともに、限られた資源を有効に活用することで、人と環境が調和した、資源循環型都市を目指しています。

資源循環型都市を実現するために、この講習で廃棄物管理責任者として必要な知識を習得してください。



◇最初に、「千代田区のごみの現状」について見ていきます。

◆千代田区内から排出される可燃ごみ割合は、家庭系ごみが約1割、事業系ごみが約9割となっています。

千代田区のごみ減量は、皆さんの取組みにかかっているのが現状です。

◆また、区内の事業所から出される可燃ごみの内訳は、

◆紙類が48%、厨芥ごみが45%となっています。

◆焼却処分されるごみの減量のためには、紙ごみが多く発生するオフィスでは紙類のリサイクルの取組み、飲食店が多いテナントビルでは、生ごみの削減とリサイクルの取組みが求められています。

これから廃棄物を減量し、リサイクルを進めるための具体的な方法と、廃棄物処理やリサイクルに関する法令について学んでいきましょう。

## 廃棄物・リサイクルに関する法令

### 1 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割などを規定した法律です。

### 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理を包括的に規定する法律です。（廃棄物処理法）

#### 第3条:事業者の責務

- (1) 自己責任で適正処理
- (2) リサイクルを進める
- (3) 国、都、区の施策に協力

#### 第4条:区の責務

- (1) 一般廃棄物のリサイクルによる減量と適正処理
- (2) 区民、事業者への意識の啓発

### 3 資源有効利用促進法

事業者、消費者、行政が連携し、発生抑制、再使用、再資源化に取り組むことを定めた法律です。

### 4 個別品目の資源化の促進

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法など、品目ごとに再資源化を定めています。

◇ まず「廃棄物・リサイクルに関する法令」についてです。

#### ◆ 循環型社会形成推進基本法

◆ 環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割などについて規定した法律です。

#### ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

◆ 廃棄物の処理を包括的に規定する法律で、略して廃棄物処理法と呼びます。

#### ◆ 第3条では「事業者の責務」として ◆ [自己責任で適正に処理すること]

◆ [リサイクルを進めること] ◆ [国、都、区の施策に協力すること]の3点が定められています。

◆ 第4条では「区の責務」として ◆ [一般廃棄物のリサイクル等による減量と適正な処理をすること] ◆ [区民、事業者へ意識啓発をすること]の2点が定められています。

#### ◆ 資源有効利用促進法

◆ 事業者、消費者、行政が連携し、発生抑制、再使用、再資源化に取り組むことを定めた法律で、パソコンやリチウム二次電池などのリサイクルについて規定しています。

#### ◆ 個別品目の資源化の促進に関する法律

◆ 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法などによって、品目ごとに再資源化を定めています。

それぞれの法令ごとに、製造者、事業者、利用者等が、対象物の利用や、廃棄するときの、リサイクル推進義務を定めています。

これらの品目に関する方々は、法令を理解し順守する必要があります。

## 廃棄物の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、  
廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は  
不要物であって、固形状又は液状のもの

(廃棄物処理法第2条第1項)

※一般に、「ごみ」という言葉は不要になった物全体をさすことが多い  
ようです。この講習でも、「ごみ」を「廃棄物または一般廃棄物、産業廃  
棄物」と同じ意味で使用しています。

「廃棄物」「一般廃棄物」「産業廃棄物」については、  
次の章で学んでいきます。

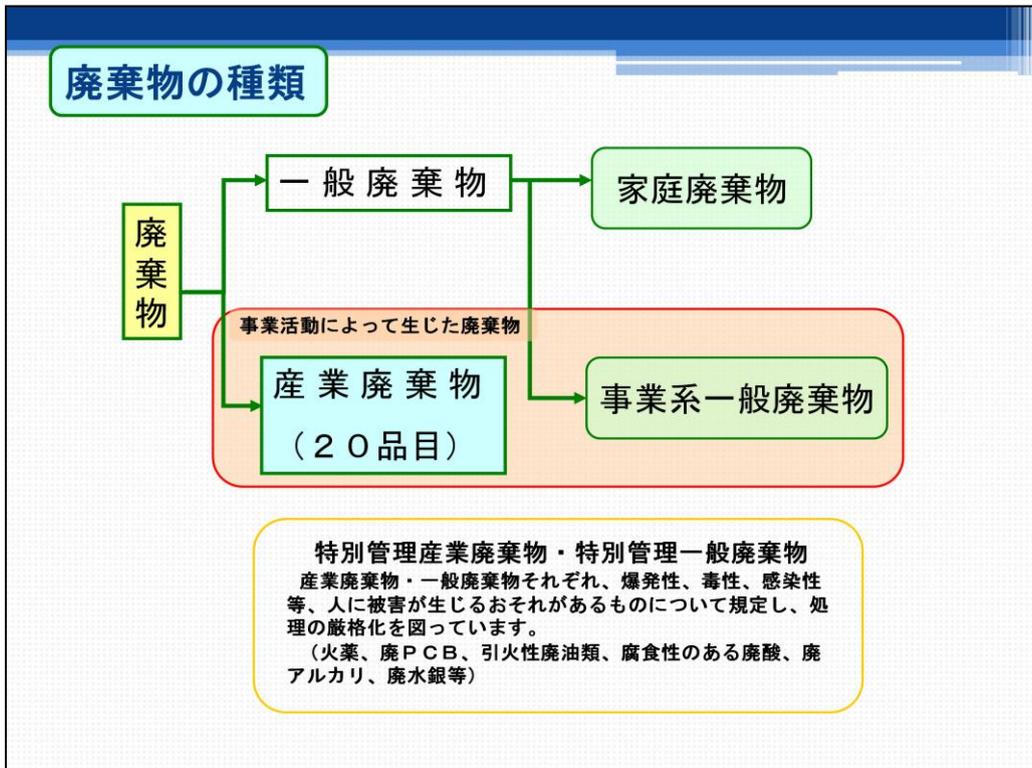
◇次に、「廃棄物の定義」についてです。

### ◆ 廃棄物とは

「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、  
動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」  
と、 ◆廃棄物処理法で定められています。

◆一般には、「ごみ」という言葉は不要になった物全体をさすことが多い  
ようです。

この講習でも「ごみ」を「廃棄物または一般廃棄物、産業廃棄物」と同じ  
意味で使用しています。



◇では「廃棄物の種類」を確認しましょう。

- ◆ ◆廃棄物処理法で産業廃棄物となる20品目が定められています。
- ◆それ以外の廃棄物が一般廃棄物で、◆家庭廃棄物と、
- ◆事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物に分かれます。
- ◆このように事業所から排出される廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の2種類になります。
- ◆その他に、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物があり、引火性廃油類、感染性(かんせんせい)など、人に被害が生じるおそれがあるものなどについて、処理の厳格化を図っています。

## 産業廃棄物の20品目

### 業種に関係なく該当するもの

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず等 ⑩鉱さい ⑪がれき ⑫ばいじん

### 特定の事業活動に伴うもの

⑬紙くず ⑭木くず ⑮天然繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

(例: 製紙、印刷工場などで排出する紙くずなど)

⑳ ①から⑱の産業廃棄物を処理したもので上記に該当しないもの

◇次に、産業廃棄物について詳しく見ていきましょう。

◆「業種に関係なく該当するもの」が◆ 次の12品目あります。

主なものとして◆ ⑥の廃プラスチック類は、

ビニール製の梱包材や緩衝材、プラスチック製品、ペットボトルなど。

◆ ⑧の金属くずは、スチール製の机、缶類など。

◆ ⑨のガラスくず等は、ガラスビンや陶磁器類があります。

◆また、飲食店などからでる廃食用油は③の廃油となります。

◆「特定の事業活動に伴うもの」としては◆ 次の7品目があります。

◆この特定の事業活動とは、例えば、製紙メーカー等が紙を製造する過程で、発生する紙くずが該当します。

◆20番目の産業廃棄物は①から⑱を処理した物で、上記に該当しないものです。

なお、産業廃棄物の所管は東京都です。

## 廃棄物の分別

事業所からの産業廃棄物は、  
廃棄物処理法第12条に基づいて処理する。



産業廃棄物と事業系一般廃棄物は  
分別し適正に処理する。

事業系一般廃棄物は、家庭廃棄物の  
分別ルールと異なります。

- ◆ 産業廃棄物は廃棄物処理法 第12条に基づいて処理しなければなりません。
- ◆このため◆産業廃棄物と事業系一般廃棄物は分別して、それぞれ適正な処理をする必要があります。

- ◆また、事業系一般廃棄物は家庭廃棄物の分別ルールとは異なります。  
東京23区の多くの区は、家庭から出される廃プラスチック類は可燃ごみですが、事業所から出される場合は、産業廃棄物となるため、可燃ごみに混ぜることはできません。

適正な分別の徹底を図ってください。

## 廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストは複写式の伝票で、排出事業者が自ら作成し、廃棄物の処理の流れを明確にして、管理するための書類です。

### 産業廃棄物

産業廃棄物の排出者は、排出の量に関わりなく、運搬・処分を委託する業者に交付しなくてはなりません。

### 一般廃棄物

1日平均100kg以上の一般廃棄物を排出する事業者が、23区の清掃工場等で処理する場合に、マニフェストを当該施設の管理者に提出しなければなりません。



産業廃棄物管理票のイメージ。表形式の書類で、排出事業者の名称、住所、電話番号、排出物の種類、数量、処理業者の名称、住所、電話番号などが記載されている。表の上部には「産業廃棄物管理票」というタイトルがあり、下部には「排出事業者」と「処理業者」の欄がある。



一般廃棄物管理票のイメージ。表形式の書類で、排出事業者の名称、住所、電話番号、排出物の種類、数量、処理業者の名称、住所、電話番号などが記載されている。表の上部には「一般廃棄物管理票」というタイトルがあり、下部には「排出事業者」と「処理業者」の欄がある。

◇次に、廃棄物管理票（マニフェスト）について確認します。

◆マニフェストは複写式の伝票で、排出事業者が自ら作成し、廃棄物の処理の流れを明確にして、管理するための書類です。

◆産業廃棄物の排出者は、排出の量に関わりなく、運搬・処分を委託する業者にマニフェストを交付しなくてはなりません。

◆一般廃棄物については、1日平均100kg以上排出する事業者が、23区の清掃工場等で処理する場合には、マニフェストを当該施設の管理者に提出しなければなりません。

このように、産業廃棄物と一般廃棄物はマニフェストの発行の義務の範囲も、◆用紙も異なります。

## 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例

### 1 大規模建築物の対象：条例第14条 規則第8条

事業用の延床面積1,000㎡以上の建築物が対象

### 2 所有者の責務：条例第14条

- (1) 再利用の促進などによる事業系一般廃棄物の減量
- (2) 廃棄物管理責任者の選任
- (3) 再利用計画書の提出
- (4) 保管場所の設置

### 3 区による指導

- (1) 立入検査・指導：条例第5条、70条  
清掃事務所の職員が訪問し現状を検査して、更なるごみ減量を依頼
- (2) 区長の顕彰：条例第18条  
立入検査の結果、優良な取組をしている建築物を表彰し、他の模範として公表
- (3) 改善勧告等：条例第15条～17条  
改善勧告、氏名の公表、清掃工場への搬入停止など

◇次に「千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を見ていきましょう。

◆事業用大規模建築物の対象は、事業用の床面積が1,000平方メートル以上の建築物です。

テナントビルの場合、事業用の床面積は、共用部や空室部分を含めますが、住居部分は含みません。

◆次に、事業用大規模建築物の所有者の責務です。

◆再利用の促進などによる事業系一般廃棄物の減量

◆ 廃棄物管理責任者の選任

◆ 再利用計画書の提出

◆ 保管場所の設置

の4つが定められています。

◆次に、区による指導についてです。

◆ [立入検査・指導] は対象となる建築物に清掃事務所の職員が訪問し、契約書・伝票などの確認、廃棄物の分別状況などを調査し、さらなるごみ減量をお願いするものです。

◆次に、区長の顕彰についてです。

立入検査の結果、優良な取組をしている建築物を表彰し、その内容を他の建築物の所有者に広くお知らせし、模範としていただくものです。

◆ その他に、改善勧告、氏名の公表、清掃工場への一般廃棄物の搬入停止などについて規定しています。

## ごみ減量の必要性

### 1 区の負担低減

一般廃棄物の処理経費の一部を区が負担しています。

⇒この費用を削減することが、大きな課題となっています。

### 2 埋立処分場の延命化

清掃工場の焼却灰を埋め立てる埋立処分場の延命化

⇒現在使用している埋立処分場は概ね50年でいっぱいになってしまう状態です。

少しでも長く埋立処分場を使うため、ごみの減量が必要となっています。

### 3 環境負荷の低減

廃棄物を処分するためには、運搬・中間処理・最終処分の過程で多くのエネルギーが使われます。

ごみを減らすことはエネルギー消費に伴う、環境負荷を減らすことになります。

次に「ごみ減量の必要性」についてです。

◆ 一つは、区の負担低減についてです。

事業系一般廃棄物を23区清掃工場に持込む場合は、処分手数料を頂いていますが、処理経費の一部を区が負担しています。

ごみ量を減らすことによって、区の負担を減らすことができます。

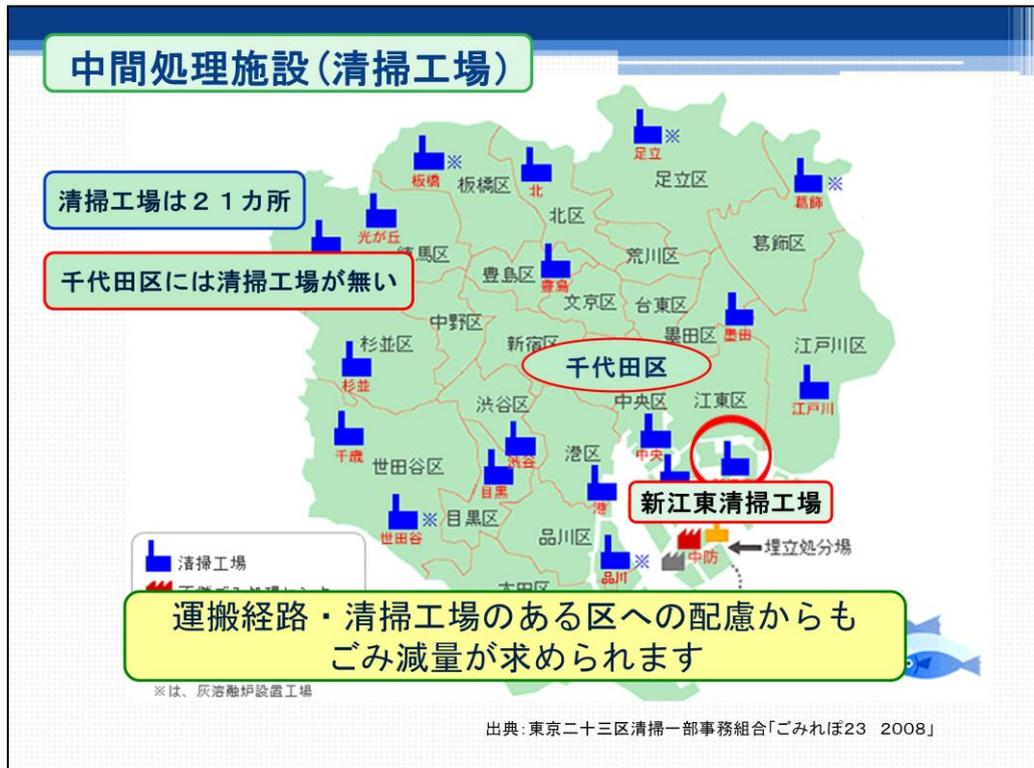
◆ また、一般廃棄物は清掃工場で焼却処理され、元の容積の20分の1の焼却灰が残ります。

この焼却灰は東京湾に埋め立てていますが、その容量には限界があります。

ごみを減らすことで、最終処分場をより長く使うことができます。

◆ また、廃棄物を処分するためには、運搬・中間処理・最終処分の過程で多くのエネルギーが使われます。

ごみを減らすことはエネルギー消費に伴う、環境負荷を減らすことになります。



◇では、現行の埋立処分場の現状と、清掃工場について詳しく見ていきましょう。

清掃工場は、23区内に、◆ 21カ所あり、可燃ごみを全量焼却しています。

◆しかし、千代田区には清掃工場がなく、区内の事業所から出た一般廃棄物の多くは、◆新江東清掃工場等に運ばれ焼却されます。

◆ごみを積んだ車が通過する地域や清掃工場の周辺では、交通渋滞などの問題が生じることが懸念されます。

他の地域への配慮のため、ごみを一層減らすことが求められています。

## 清掃工場の様子



5:52からの映像

では、江東区の新江東清掃工場の様子を見てみましょう。



◇一般廃棄物の焼却灰を埋め立てている

◆最終処分場は、 ◆赤い線で囲んだ中央防波堤外側埋立処分場と ◆新海面処分場です。

この最終処分場の◆残りの容量は50年を切ったといわれています。今後、東京都内にこのような処分場を確保することはできませんので、より一層のごみ減量が求められているのです。

## 最終処分場の様子

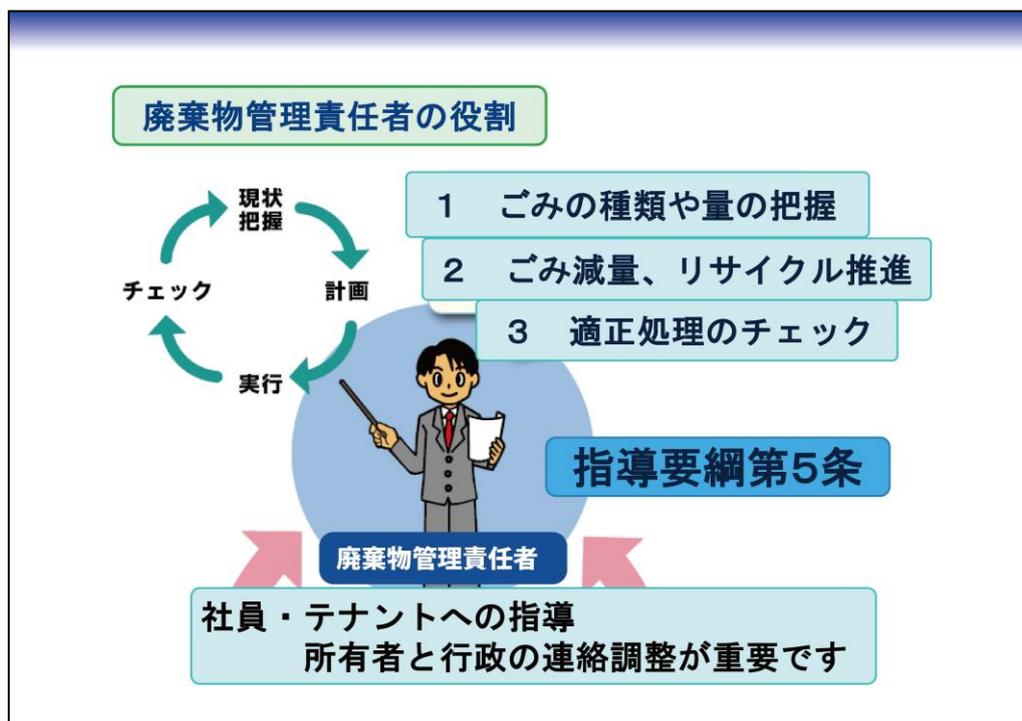
「有限な埋立処分場」



清掃工場で焼却後に残った灰は最終処分場に運ばれ埋め立てられます。

6:23からの映像

では、最終処分場の様子を見てみましょう。



◇次に、廃棄物管理責任者の役割を確認しましょう。◆

◆指導要綱第5条で

◆ごみの種類や量の把握

◆ごみ減量、リサイクルの推進

◆適正処理のチェックの3点が定められています。

◆この役割を果たすために、社員・テナントへの指導や、所有者と行政との連絡調整を行うことも重要になってきます。

これから、廃棄物管理責任者の皆さんに取組んで頂きたい具体的な事柄について確認していきましょう。

## ごみを減らすために

### ごみを減らすためのキーワード「3R：スリーアール」

#### 1 Reduce (リデュース) :発生抑制

—ごみになるものを減らす—

最も重要

#### 2 Reuse (リユース) :再使用

—捨てずにまた使う—

#### 3 Recycle (リサイクル) :資源化再利用

—もう一度資源として生かす—

資源循環

◇一般に、ごみを減量する◆キーワードとして「3R」(スリーアール)が大切だといわれています。

◆最初に、リデュース ごみになるものを減らすことです。

廃棄された物を処理するためには、多くの費用とエネルギーを必要とし、環境への負荷も少なくありません。

◆ごみになる物自体を減らすことが最も大切です。

◆次に、リユース 捨てずにまた使うことです。

◆最後にリサイクル、もう一度資源として生かすことです。

◆どうしても不要になった物については、資源化し、ごみ処分量を減らすことが大切です。

# ごみ減量のための取組み事例

事業所で実施したい3Rを考えてみましょう。

**Reduce (リデュース): 発生抑制** ごみを減らす原点で最も重要です。

## 事業所での取組み事例

- 紙の使用量を抑制する取組み
  - 会議資料の電子化  保存資料の電子化  資料の共有化
  - プリントの削減取組み
    - (両面印刷、部署や個人単位で使用量管理、ミスプリント抑制、2アップ)
- ごみの持込みを抑制する
  - 物品納入業者の梱包材等の持帰り推奨
  - 社員が持込む新聞や雑誌などの持帰りを推奨

**Reuse (リユース): 再使用** もう一度使う工夫をする。

## 事業所での取組み事例

- 紙類の再使用
  - コピー紙の裏面利用  封筒の再使用  紙袋の再使用
- 事務用品の再使用
  - リユースコーナー設置

◇では、  
事業所で実施して頂きたい3Rを考えていきましょう。

### ◆最初にリデュースです。

オフィスで使われる紙の使用量を抑制する取組みとして、  
会議資料の電子化、保存資料の電子化、資料の共有化  
両面印刷などのプリントの削減取組み、封筒の再使用などがあります。  
ごみの持込みを抑制する方法として、  
物品納入業者の梱包材などの持帰りの推奨、  
社員が持込む新聞や雑誌などの持帰りの推奨などがあります。

### ◆次にリユースとしては

事務用品の再使用のためのリユースコーナー設置などが多くの事業所で取組まれています。

# リサイクルのための取組み事例

## Recycle (リサイクル): 資源化再生利用 持続可能な社会の礎のために

企業の社会的責任を重視した事業所では、全ての廃棄物を資源化する極めて優良な取組みが行われています。

資源循環型社会の構築のため、すべての事業所が一層のリサイクル推進に取り組むことが求められています。

### 大規模建築物における取組みチェックポイント

- 業種ごとの区内リサイクル率の平均値を目安に目標をたてる。
- 廃棄量の多い廃棄物について、リサイクル推進の方法を考える。

## 廃棄処分: リサイクルできない廃棄物は適正処理を 環境保全のために

### 一般廃棄物の処理

多くの一般廃棄物は23区の清掃工場で焼却処理され、残った灰は埋立処分されています。事業所から排出される一般廃棄物はそれぞれの区の許可を得た業者のみ収集運搬が可能です。

### 産業廃棄物の処理

東京都が許可した収集運搬業者と、処理施設のある自治体が許可した処理業者に委託し、処理の流れを確認する必要があります。

◇最後にリサイクルです。

◆企業の社会的責任を重視した事業所では、全ての廃棄物を資源化する極めて優良な取組みが行われています。

資源循環型社会の構築のため、すべての事業所が一層のリサイクル推進に取り組むことが求められています。

リサイクルを促進するためには、リサイクル率の平均値を目安に目標をたてること。

廃棄量の多い廃棄物について、リサイクル推進の方法を考えること。

などを行うことが必要です。

◆どうしてもリサイクルできない廃棄物は適正処理することが必要です。

法律で定められた適正処理を行うためにも、正しい分別が不可欠です。

## 分別を進める環境づくり

**ミックスペーパー入れ**  
(個人の網ゴミ箱)に入れられるもの

紙くず  
紙くず

フィルムは筒プラハ  
ストローは筒プラへ  
リサイクルします



**その他可燃物** 支払: 〇〇円/kg

リサイクル用途  
熱回収(焼却)

- ・感熱紙・裏カーボン紙(感圧紙)・クラフトテープ
- ・布・割り箸・楊枝・伝票
- ・ティッシュペーパー・タバコの銀紙
- ・ガムテープ・掃除機の埃
- ・食べ終わったガム・台所スポンジ

**ミックスペーパー** 売却: +〇〇円/kg

リサイクル用途  
板紙原料

- ・紙コップ・紙パック・メモ用紙・封筒・紙袋
- ・はがき・写真・色付き紙・付箋・パンチ抜きカス
- ・ボール紙(菓子箱など)・緩衝材(紙)
- ・包装紙(茶紙)・タバコの箱
- ・紙ファイル(留め具除去)

◇ 正しい分別の基本は、分別容器の整備と、◆ 分かり易く表示がされた分別環境を整えることです。

また、分別品目を一覧表にすることも効果的です。

建物の状況に応じて、分別排出しやすい環境を整備してください。

分別せずに排出した廃棄物を、後で分けるのは大変な手間がかかります。

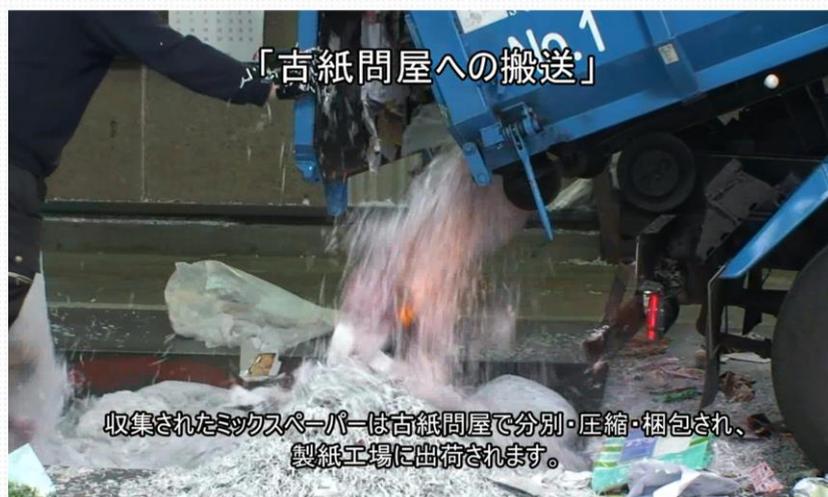
また、資源となる物に汚れが付着すると、リサイクルの妨げになるため、排出時の分別が重要になってきます。

◆ さらに、可燃ごみの処理料金と

◆ ミックスペーパーの売却代金を表示し、コスト意識向上と分別への動機づけにつなげている事例もあります。



## 古紙問屋の様子



5:26からの映像

ここで、古紙が運ばれていく古紙問屋の様子を見てみましょう。

事業所から排出された、シュレッダー屑、窓付き封筒、付箋、名刺、コピー紙の包み紙、事務用品の空き箱など、事業所で発生する多くの紙類が、ミックスペーパーとして資源化されています。

ここ数年、ミックスペーパーとして資源化できる紙類の範囲が広がっていることもありますので、収集運搬業者に再生利用できる品目を確認し、分別基準を見直すことも必要です。

## 飲食店や食料品を販売する建物では、生ごみを減量することが求められます。

※食品関連事業者は、食品リサイクル法により生ごみのリサイクルが義務付けられています。

ビルとして現状の設備や環境の範囲で何が出来るかを考えると共に、食品リサイクルの取組みについても検討することをお願いいたします。



◇次に、生ごみについてです。

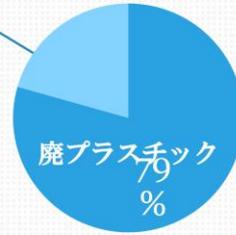
食品関連事業者は食品リサイクル法により、生ごみをリサイクルすることが定められています。

飲食店などが入る建物では、それらの受け皿としてどのように対応するか検討することが必要です。

## 廃プラスチックの再利用促進

廃棄されている21%の多くは、弁当ガラ等

廃プラスチックの  
リサイクル率



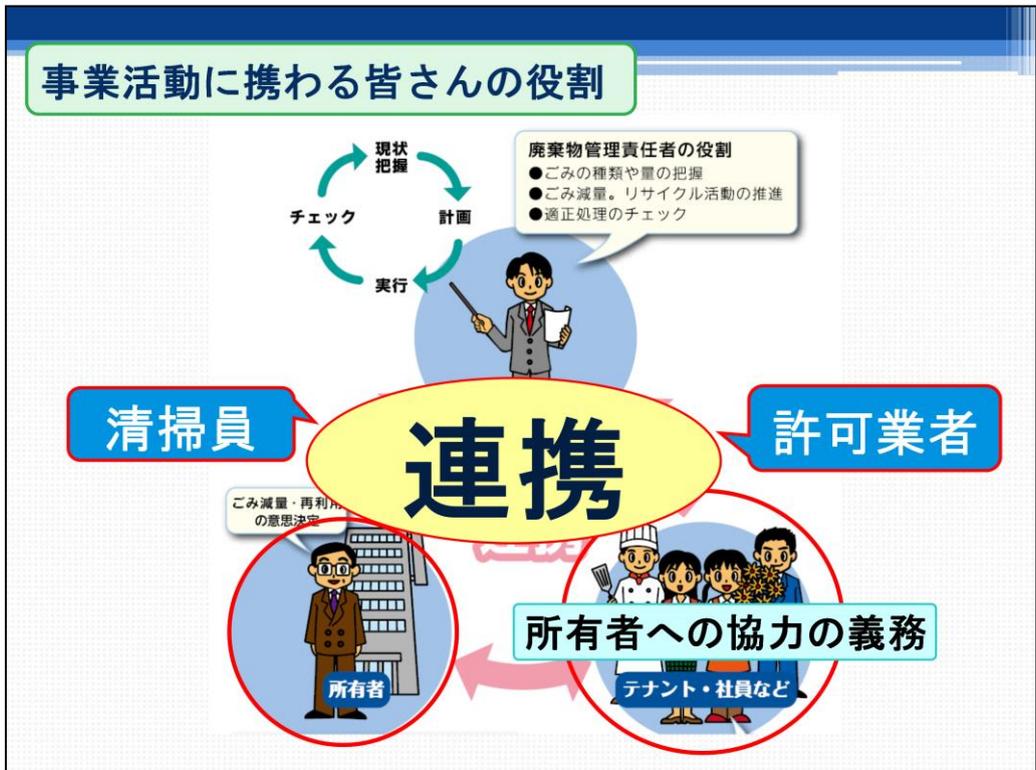
不燃ごみ処理センター



最終処分場は、中央防波堤外側埋立処分場、  
新海面処分場ですが、その残りの容量は約50年程度で、  
新たに都内に埋立処分場を確保することは困難だと言われています。

埋立処分場を長く使用していくため、  
廃プラスチックとしてリサイクルすることが望ましい

- ◇廃プラスチックのリサイクル率は79%で、
- ◆廃棄されている21%の多くは「弁当ガラ等」です。
- ◆「弁当ガラ等」は現在、一般廃棄物の不燃ごみとして「不燃ごみ処理センター」で受け入れています。
- ◆破碎、埋立処分となっているため、
- ◆埋立処分場を長く使うため、
- ◆産業廃棄物の廃プラスチックとしてリサイクルすることが望まれます。



◇ごみ減量やリサイクルの推進は、事業活動に携わる皆さんの◆理解と連携によって円滑に実現できるものです。

- ◆所有者、◆テナント・社員の方々の他にも、
- ◆一般廃棄物を収集・運搬する許可業者、
- ◆建物の清掃を担当する方の協力も必要です。

◆なお、社員・テナントの方々には、区の条例により、「ごみ減量について建物所有者への協力」が義務付けられています。

## 協力依頼の文書(例)

### ごみの適正分別にご協力ください

一次世代へ良い環境を引継ぐために

#### 千代田区内の事業所の皆さまへ

##### ○テナント事業所の皆さまも廃棄物の処理に責任があります

事業所から排出される廃棄物は、事業者が責任を持って適正処理すること、減量とリサイクルを促進することが法律と区条例により定められています。

テナントビル内で事業を営む事業所の社員の皆さまにも適正分別排出が求められています。

**ビルが設定する分別基準（分別表示）に従って排出してください。**

##### ○プラスチックの分別に注意

多くの自治体では、家庭から出るプラスチック類を可燃ごみとして処理しています。しかし、事業所から排出されるプラスチック類は「産業廃棄物」として処理する必要がありますが「可燃ごみ」に入れないことできません。



##### ○紙ごみをリサイクルしましょう

オフィスから排出される紙ごみの多くはリサイクルが可能です。再生可能な紙類を確認し、古紙資源として分別することをお願いします。紙ごみの再資源化は森林保護にもつながり、環境保全に貢献します。

##### ○埋立処分場を長く使用するために

可燃ごみを焼却して出た灰は東京湾の処分場に貯められています。この処分場は、区内で確保できる最後の場所であり、使用できる期間は約50年をきつたと見られています。限りある埋立処分場を1日でも長く使用するため、廃棄物減量とリサイクルの促進が必要となっています。



#### 千代田区 千代田清掃事務所

〒101-0021 千代田区外神田1-1-6  
TEL 03-3251-0568

### 千代田区内の大規模建築物で 事業を営まれる皆様へ

一般別契約で排出される廃棄物の排出量に協力ください

千代田区では、焼却ごみの約9割をしめる事業所から排出される一般廃棄物の削減をめざし、発生抑制と資源化促進を区内事業所の皆様にお願ひしています。

特に事業用の床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者の方には、条例により建物内から排出される廃棄物の種類や廃棄量を把握し、年に一度区に報告していただくことを定めています。

貴社の入居する建築物におきましても、廃棄物の排出量を把握するためビル所有者(管理者)が日常的に管理している廃棄物に加え、入居事業者が個別に契約して排出している廃棄物につきましても、ビルの廃棄物排出量として報告していただくこととしています。

つきましては、ビル所有者(管理者)から貴社が個別契約している廃棄物の排出量の照会がありましたら、直近の前年度(前年4月から当年3月までの1年間)の排出量をご報告いただけますようお願いいたします。

例：機密文書、保存期間が経過した文書、一時的に廃棄する什器類、  
数種類取扱業者が回収する空容器など

また、事業者は廃棄物の適正処理・資源化促進について自ら責任を持って行うことが「廃棄物処理法」「区の条例」により定められており、大規模建築物に入居する事業者はビル所有者の定める廃棄物減量及び適正処理・再資源化のための分別排出に協力していただく事が定められています。

廃棄物の適正処理と資源化促進のためご協力をいただけますようお願いいたします。

お問い合わせ先

千代田区千代田清掃事務所 田 03 (3251) 0568

廃棄物管理責任者の皆さまが、テナントに協力要請しにくい場合は、清掃事務所名で協力依頼の文書を用意できますので、ご相談ください。

## 区に提出する書類について：1 廃棄物管理責任者選任届

第1号様式（第9条関係） 廃棄物管理責任者選任届 年 月 日

千代田区長 様

建築物名称

建築物所在地

所有者氏名

所有者氏名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第14条第2項の規定により、  
事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	年 月 日	選任
会社名		
所在地	〒 - ※通知等の送付先	
新任者 所属名・職名	② 廃棄物管理責任者に変更があったとき	
	ふりがな	
氏名		
電話番号	(内線)	
e-mailアドレス		

① 所有者に変更があったとき

最後に「区に提出する書類について」基本事項を確認します。

まず、廃棄物管理責任者選任届です。

ご受講いただいているみなさんはこの届出により選任されている訳ですが、  
次のような場合は「廃棄物管理責任者選任届」の提出が必要です。

- ◆① 所有者に変更があったとき
- ◆② 廃棄物管理責任者に変更があったときです。

なお、所有者が変更した場合で、廃棄物管理責任者が継続される場合でも、  
新しい所有者として、改めて廃棄物管理責任者を選任することになるため、提出  
が必要です。

- ◆提出期限は、届出が必要となった日から30日以内です。

## 区に提出する書類について ： 2 事業用大規模建築物名称等変更届

第1号の様式（第9条関係）

**事業用大規模建築物名称等変更届** 年 月 日

千代田区長 様

建築物名称  
建築物所在地  
届出者氏名  
(廃棄物管理責任者氏名)

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第9条第4項の規定により、事業用大規模建築物名称等に変更が生じたため、以下のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日
変更項目 (該当項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 建築物名称 <input type="checkbox"/> 会社名 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 所属名・職名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> e-mailアドレス
建築物名称	変
会社名	平
所在地 (通知等の送付先)	平
所属名・職名	平
電話番号	平

① **建築物名称**に変更があったとき  
(所有者の変更を伴う場合は除く)

② **廃棄物管理責任者の所属先に  
関する内容（会社名・所在地・  
所属名）**に変更があったとき

次に、「事業用大規模建築物名称等変更届」です。

この様式は、廃棄物管理責任者選任届の届出内容に変更が生じた場合に、廃棄物管理責任者が自ら提出するもので、次の内容が該当します。

- ◆① 建築物名称に変更があったとき  
所有者の変更を伴う場合は、除きます。
- ◆② 廃棄物管理責任者の所属する会社の名称、所在地、所属名に変更があったときです。
- ◆提出期限は、届出が必要となった日から30日以内です。



## 区に提出する書類について：4 再利用計画書（裏面）

年度区分		前年度実績（年4月～年3月）						今年度計画（年4月～年3月）						対前年度（今年度計画-前年度実績）						
		発生量 (A)	処理区分		再利用率 (B+A×100)	発生量 (D)	処理区分		再利用率 (E+D×100)	発生量の増減 (D-A)	再利用率の増減 (E-B)	廃棄量の増減 (F-C)								
			再利用率 (B)	廃棄量 (C)			再利用率 (E)	廃棄量 (F)												
事業系廃棄物	紙類	①コピー・OA用紙	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
	可燃物	②機密文書等（一括処理文書）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		③雑誌・パンフレット・色付き紙	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		④新聞・折込チラシ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		⑤段ボール	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		⑥ミックスペーパー	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		⑦その他（ ）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		紙類小計（①～⑦の合計）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		その他	⑧生ごみ（茶殻、残飯、紙殻等）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		⑨木・草・繊維等	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		その他小計（⑧⑨の合計）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	可燃物小計（①～⑨の合計）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	再生利用	⑩飲食用びん類	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	⑪飲食用缶類	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	⑫ペットボトル	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
焼却不燃物	⑬灰用缶	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
⑭弁当ガラ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
⑮その他（ ）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
⑯その他（ ）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
不燃・焼却不燃物小計（⑬～⑯の合計）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
⑰特定の事業活動に伴う可燃物	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
総合計（①～⑰の合計）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		

建物から排出される全ての廃棄物を計上  
・未計上になりやすいもの

- ①飲料類自販機業者が回収した容器
- ②テナントが契約した機密文書
- ③テナント本社が回収した廃棄物

排出量等を確認し計上する

再利用計画書の裏面の、事業系廃棄物の種類欄には、当該建築物から排出されるすべての廃棄物の量を記載してください。

○未計上になりやすいものとして、

- ◆飲料類の自販機業者が回収した空容器
- ◆テナントが独自に契約した機密文書
- ◆テナントの本社が回収した廃棄物など があります。

\* 計画書を作成する時、排出量を自販機業者やテナントに確認して記載してください。



## 事業系ごみの実態

### 1 大規模建築物におけるごみ発生量・再利用率

平成29年度再利用計画書集計(平成28年度実績)

ごみの種類		発生量 ( t )	再利用率 ( t )	処分量 ( t )	再生利用率 ( % )
可燃物	紙類				
	①コピー・OA用紙	5,818.5	5,616.5	202.0	96.5
	②機密文書	8,319.5	8,185.3	134.2	98.4
	③雑誌・パンフレット・色付き紙	10,218.2	10,095.4	122.8	98.8
	④新聞紙・折込チラシ	6,431.2	6,387.8	43.4	99.3
	⑤段ボール	14,292.4	14,164.3	128.1	99.1
	⑥ミックスペーパー	19,969.4	18,802.3	1,167.1	94.2
	⑦その他紙類	23,852.1	1,721.6	22,130.5	7.2
	紙類計	88,901.3	64,973.2	23,928.1	73.1
	厨芥 (茶殻、残飯等の生ごみ)	29,396.9	6,984.8	22,412.1	23.8
その他	3,485.4	331.0	3,154.4	9.5	
小計	121,783.6	72,289.0	49,494.6	59.4	
不燃物	びん・缶・ペットボトル	15,588.9	15,547.0	41.9	99.7
	廃プラスチック	17,429.4	13,836.4	3,593.0	79.4
	その他	5,586.5	4,352.1	1,234.4	77.9
	小計	38,604.8	33,735.5	4,869.3	87.4
総合計	166,008.0	111,550.3	54,457.7	67.2	

※総合計は可燃物・不燃物の小計に特定の事業活動に伴う可燃物を加算した数値。

毎年8月をめぐりに「再利用計画書」の集計したものを区のホームページで公表しています。

全体の集計値と合わせて、公表します。

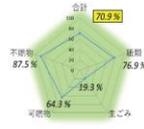
## 事業系ごみの実態

### 2 業種ごとのごみ発生量・再利用率



#### オフィス

	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)
紙類計	71,043.6	54,654.8	16,388.8
生ごみ	18,305.5	3,532.5	14,773.0
可燃計	90,784.4	58,399.2	32,385.2
不燃計	26,409.6	23,102.4	3,307.2
合計	122,711.9	87,007.9	35,704.0



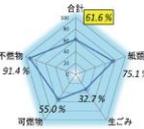
#### 医療機関

	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)
紙類計	1,255.5	658.0	597.5
生ごみ	328.5	20.5	308.0
可燃計	1,834.6	678.5	1,156.1
不燃計	790.7	534.5	256.2
合計	2,640.5	1,228.2	1,412.3



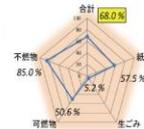
#### 店舗

	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)
紙類計	4,485.6	3,370.8	1,114.8
生ごみ	2,207.3	722.3	1,485.0
可燃計	7,437.1	4,093.2	3,343.9
不燃計	1,649.3	1,508.0	141.3
合計	9,086.4	5,601.2	3,485.2



#### 学校

	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)
紙類計	2,857.6	1,642.3	1,215.3
生ごみ	324.4	16.9	307.5
可燃計	3,321.2	1,679.3	1,641.9
不燃計	3,706.7	3,152.5	554.2
合計	7,111.7	4,835.4	2,276.3



#### ホテル

	発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)
紙類計	6,852.1	3,268.9	3,583.2
生ごみ	7,860.1	2,673.1	5,187.0
可燃計	15,490.0	5,942.1	9,547.9
不燃計	4,573.0	4,110.4	462.6
合計	20,063.0	10,052.5	10,010.5



該当する業種・業態の再生利用率などを参考に、更なるリサイクルに取り組まれることをお願いいたします。

(平成29年度再利用率計画の前年度実績集計から抜粋)

※合計は可燃と不燃に特定の事業活動に伴う可燃物を加算した数値(紙類計、生ごみは可燃の内数)。

※テナントビル内にオフィスと店舗が入居している場合は、その比率の大きい分類に計上。

※医療機関は建築物全体が医療施設の物件。テナントビル内の診療所等は入居する建築物分類の内数で計上。

主な業種・業態別の集計を掲載していますので、皆さんが管理されます建物に該当する業種・業態の再生利用率などを参考に、更なるリサイクルに取り組まれることをお願いいたします。

終わりに

## 資源循環型都市千代田をめざして



ごみ減量・リサイクル促進に一層のご協力をお願いいたします。

◇これで廃棄物管理責任者講習を終わります。

資源循環型都市千代田の実現のため、廃棄物管理責任者の皆様のご理解と、一層のご協力をお願いいたします。

次に「廃棄物管理責任者検定」に進んでください。

※分別環境、分別表示等の写真は、区長表彰を受賞した下記の建物の事例です。  
「日経ビル・JAビル・経団連会館 全体共用部」「島津東京ビル」  
「凸版印刷本社ビル」「アトレ秋葉原1」